

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 第1号被保険者に関する事務 ①資格取得の届出 ②種別変更の届出 ③死亡の届出 ④氏名変更の届出 ⑤住所変更の届出 ⑥基礎年金番号通知書の再交付申請</p> <p>(2) 任意(特例含む)加入被保険者に関する事務 ①任意(特例含む)加入被保険者の資格取得の届出 ②任意脱退の届出</p> <p>(3) 国民年金保険料に関する事務 ①国民年金保険料免除・納付猶予の申請 ②国民年金保険料学生納付特例の申請 ③付加保険料の納付・辞退申出 ④国民年金保険料免除理由該当・消滅届 ⑤産前産後免除該当届</p> <p>(4) 所得情報提供に関する事務 ①国民年金保険料免除・納付猶予審査に係る所得情報確認及び情報提供 ②国民年金保険料学生納付特例の審査に係る所得情報確認及び情報提供 ③年金生活者支援給付金の受給者・受給候補者に係る所得情報確認及び情報提供</p> <p>(5) 年金裁定請求に関する事務 ①給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 ②現況届又は所得状況届の受付</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 46・116・128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5332
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5332
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年金の被保険者や受給者から特定個人情報の提供を受けた際は、取得から保管・廃棄まで、必ず複数人で確認をとり事務を行っている。また、書類については施錠可能な場所で保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、必要最低限の人数・参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定し、適切に権限管理を行うことで、権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)による不正使用の対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 渡邊 満	保険年金課長 高木 松夫	事後	
平成28年4月1日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-1-② 事務の概要	(1)第1号被保険者の資格取得・喪失に関する事務	(1)第1号被保険者に関する事務 ①資格取得の届出 ②種別変更の届出 ③死	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 高木 松夫	保険年金課長 遠藤 茂樹	事後	
平成29年4月1日	II-1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項	番号法第9条第1項 別表第1 31の項、83の項	事後	
平成31年4月1日	I-1-② 事務の概要	(4)所得情報提供に関する事務 ①障害基礎年金受給者等所得情報確認及び情	(4)所得情報提供に関する事務 ①保険料の免除及び納付猶予審査に係る所得	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	保険年金課長 遠藤 茂樹	課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の19 20番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の19 20番地 0479-62-5332	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5332	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5310	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-8090	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5332	事後	
令和5年9月15日	II-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	I-1-② 事務の概要	(3)保険料に関する事務 ①付加保険料の納付申出 ②付加保険料の納	(3)国民年金保険料に関する事務 ①国民年金保険料免除・納付猶予の申請 ②	事後	
令和8年3月23日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項、83の項	番号法第9条第1項 別表 46・116・128の項	事後	
令和8年3月23日	II-1 対象人数	令和5年9月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月23日	II-2 取扱者数	令和5年9月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月23日	IV-4 特定個人情報ファイルの委託	委託しない	十分である	事後	
令和8年3月23日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	十分である	事後	
令和8年3月23日	IV-8 人手を介在させる作業		(項目追加)	事後	
令和8年3月23日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		(項目追加)	事後	